

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成30年6月15日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

民泊等に関する京都市上京区一松町地区建築協定

2 申請者の氏名

大西 鐵也

3 建築協定区域

京都市上京区室町新町の間武者小路下る一松町506番地の1、507番地の4から507番地の10まで、507番地の13、507番地の16から507番地の20まで、508番地、508番地の1、508番地の2から508番地の4、508番地の5、509番地、510番地の2、511番地、512番地の1から512番地の7まで、512番地の10から512番地の13まで、512番地の15、512番地の16、512番地の18、513番地、513番地の1、513番地の2、514番地の3から514番地の6まで、662番地の2、662番地の6から662番地の8まで、663番地の1、664番地の1、同区武者小路通室町西入武者小路町425番地の3、同区新町通一条上る一条殿町503番地の15並びに同区室町通武者小路下る福長町534番地及び534番地の4

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区室町新町の間武者小路下る一松町506番地の4、507番地の3、507番地の11、507番地の12、507番地の14、507番地の15、510番地の1、514番地の2、662番地の1、662番地の3、662番地の5及び664番地の2

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

平成39年8月9日まで

7 認可年月日及び番号

平成30年6月15日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)